

郵政民営化委員会（第117回）議事要旨

日 時：平成26年6月19日（木）10：00～11：05

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：増田委員長、老川委員、三村委員

金融庁 長谷川参事官

総務省 藤野貯金保険課長

財務省 角田国有財産企画課長、内野政府出資室長

1. 概要

- ① 郵政民営化法第120条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令案について金融庁及び総務省より説明を聴取し、意見の取りまとめが行われた。
- ② 株式会社かんぽ生命保険の新規業務の認可申請について意見の取りまとめが行われた。
- ③ 日本郵政株式会社の株式の処分について（平成26年6月5日財政制度等審議会答申）財務省から説明があり質疑応答が行われた。

2. 委員会での説明・意見等

（1）説明の概要

○ 郵政民営化法第120条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令案【資料117-1-1～3】

- ・銀行の資本の質に関するモニタリングを強化する観点から、銀行法施行規則を改正し、主務大臣である内閣総理大臣への届出事項の追加を行うこととしている。
- ・これを踏まえ、「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」を改正し、郵政民営化法における主務大臣である内閣総理大臣及び総務大臣への郵便貯金銀行の届出事項の追加を行おうとするものである。

・これについて委員会としては、案のとおり改正することが適当との意見を金融庁長官及び総務大臣宛てに提出することとなった。

○ 株式会社かんぽ生命保険の新規業務の認可申請【資料117-2】

- ・「株式会社かんぽ生命保険の新規業務（がん保険の受託販売等）に関する郵政民営化委員会の意見」の取りまとめを行った。その要点は、以下のとおり。

① 本件新規業務の内容

- ・かんぽ生命保険の既存業務と類似性が高く、その実施について問題ないと考えられる。
- ・利用者利便の向上に資するものである。

② 実施に当たっての留意事項

- ・他社の保険商品の販売指導は初めてであること等から、かんぽ生命において職員研修等をしっかりと行うことが重要である。
- ・かんぽ生命保険とアフラックの役割分担の明確化を図ることが重要である。

- ・意見（案）について、一部修正の上、委員会の意見として決定し、金融庁長官及び総務大臣宛てに提出することとなった。

○ 日本郵政株式会社の株式の処分【資料 117-3-2、3】

- ・財務省から平成 26 年 6 月 5 日財政制度等審議会答申の概要の説明があった。

(2) 委員からの意見等

○ 日本郵政株式会社の株式の処分関係

- ・主幹事証券会社の選定について、地域に根差した販売網を有する証券会社の選定を盛り込んだ趣旨は何か。

(⇒地域の証券会社ならではの各地域の事情に照らした分かりやすい説明による販売に貢献する役割を期待している。)

- ・金融二社株式の売却の在り方を明確にしないことについて、海外投資家等からの懸念は考えられないか。

(⇒審議会でも議論があったところであるが、国有財産はあくまで日本郵政株式会社の株式であること、マーケットの反応をまだ聞いているわけではないこと、監督等に関し、総務省や郵政民営化委員会も関わることなどから、日本郵政株式会社の株主たる国庫大臣としてはできるだけ抑制した対応をしていかなければならないとの考えの下で、政府及び日本郵政は、ゆうちょ銀行、かんぽ生命株式の売却の在り方が日本郵政の株式価値の毀損につながらないように、適切に対応すべきという趣旨の記述にした。)

- ・子会社株式の売却のタイミングについてはどのように考えているか。

(⇒親子上場については、様々な議論があるところで、子会社株式の売却の不透明感が親会社株式の大きなディスカウントにつながってはいけないが、予断を持たず考えていく姿勢である。)

- ・地域の証券会社を選定する場合、相当多数の証券会社の選定を想定しているのか。

(⇒過去の政府保有株式の処分では主幹事証券会社などを複数選定している前例があるが、コンプライアンス面のことも考えながらできるだけ広げていきたいと考えている。)

- ・主幹事証券会社選定のスケジュール感についてどのように考えているか。

(⇒事務作業の準備状況にもよるが秋には選定したい。実際の上場時期については、上場アドバイザーによる準備作業の進捗状況や市況などを踏まえて考えていきたい。)

以上

(注) 議事要旨は事後修正の可能性があることに御留意ください。また、詳細については追って公表される議事録を御覧ください。